

広島県告示第三百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県東広島市福富町下竹仁及び同町上竹仁地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	新開一（八六五三―二） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	新開一（八六五三―一） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	新開一（八六五三） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	新開四（八六五五） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	新開一（二〇五六） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下組一（八六五七―二） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下組一（八六五七―一） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下組二（八六五八） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下組二（八六五八―一） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	下組二（八六五八―二） 崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宮郷（八六 七〇―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宮郷（八六 七〇―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下の谷三（ 八六六九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下の谷三（ 八六六九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
切迫山（四 六三三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	切迫山（四 六三三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
切迫山（四 六三三―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	切迫山（四 六三三―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
切迫山（四 六三三―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	切迫山（四 六三三―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷六（八 六六四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷六（八 六六四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷六（八 六六四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷六（八 六六四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷一（一 〇六〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷一（一 〇六〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷四（八 六六二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷四（八 六六二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下組四（八 六六〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下組四（八 六六〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
法善庵（一 四八八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	法善庵（一 四八八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
公領権現山 （一四八三 ―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	公領権現山 （一四八三 ―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
公領一（一 〇五七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	公領一（一 〇五七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷九（八 六六七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷九（八 六六七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷三（一 〇六二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷三（一 〇六二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
郷谷三（一 〇六二―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	郷谷三（一 〇六二―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。